

～ HPV ワクチン任意接種費用償還払いについて～

子宮頸がんワクチン（HPV ワクチン）の積極的な接種勧奨を差し控えている間に定期接種の年齢を過ぎた方のうち、17歳に到達した日から令和5年3月31日までに HPV ワクチンを任意接種として自費で受けた方に対し、接種費用等の助成（償還払い）を行います。

【助成の対象となる方】

- 以下の要件すべてにあてはまる方
 - ・ 令和5年4月1日時点において滝上町に住所を有すること。
 - ・ 定期接種対象期間（小学6年生から高校1年生まで）に3回の接種が終了していないこと。
 - ・ 17歳に到達した日から令和5年3月31日までに HPV ワクチンを受け、実費を負担したこと。
 - ・ 償還払いを受ける接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。

【助成の対象となる経費】

- HPV ワクチン接種料金 ※ただし、文書料・宿泊料・交通費などは対象外となります。

【助成の上限額】

- 接種費用を支払った際の領収書及び明細書の提出が可能な場合は、支払額と同額を助成します。※以下の基準額を上限とします。
- 領収書及び明細書の提出ができない方は、接種回数に応じ、以下の金額を助成します。

助成基準額

- ・ 接種1回目：16,610円
- ・ 接種2回目及び3回目：14,817円

【申請の方法】

- 以下の書類と印鑑、振り込み口座の通帳を持参し、下記窓口へ申請してください。
 - ・ 任意接種償還払い申請書（様式第1号）
 - ・ 接種費用を支払った際の領収書及び明細書
 - ・ 接種記録が確認できる書類（母子健康手帳、予防接種済証または接種済の記載がある予診票）

※接種記録の提出ができない場合は接種を受けた医療機関に『ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書（様式第2号）』の発行を依頼して下さい。

※様式第1号及び第2号は、下記担当窓口へのお問い合わせにより郵送いたします。また、本町ホームページからのダウンロードでも発行いただくことができます。

【申請期間】

令和5年4月1日～令和7年3月31日

お問い合わせ先 滝上町保健福祉課健康推進係 TEL 29-2111（内線235）